第三十四条の七十一	銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する主務省令で定める事項	
第三十四条の七十一	銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして主務省令で定める者	
第三十四条の七十二	銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして主務省令で定める者	
第三十四条の七十三	銀行法第五十二条の七十一の規定による苦情処理手続に関する記録の記載事項等	
第三十四条の七十四第一項	銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者と利害関係を有する者	
第三十四条の七十四第二項	銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する主務省令で定める者	
第三十四条の七十四第三項	銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する主務省令で定める者	
第三十四条の七十五第一項	銀行法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり銀行業務関連紛争の当事者である加入銀行の顧客から書面の交付を求められたときの顧客説明	
第三十四条の七十五第二項	銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する主務省令で定める事項	
第三十四条の七十六第一項	指定紛争解決機関に係る手続実施記録の保存及び作成	
第三十四条の七十六第二項	銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する主務省令で定めるもの	
第三十四条の七十七第一項	銀行法第五十二条の七十九の規定による届出	
第三十四条の七十七第二項及び第三項	銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する主務省令で定めるとき	
第三十四条の七十八	銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書	
第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第八号の二、第十九号及び第二十四号の四、第三項、第五項第四号及び第五号並びに第七項第四号を除く。）	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出	

第三十六条	銀行法第五十五条第一項ただし書の規定による承認の申請	
第三十六条の二	銀行法第五十七条の四第一号及び第二号に規定する主務省令で定めるもの	
第三十六条の三	銀行法第六十三条第一号の二及び第一号の三に規定する主務省令で定める措置	
第三十七条（第三項から第五項まで及び第八項を除く。）	銀行法の規定による申請書、業務報告書その他の書面の提出に係る経由官庁	
第三十九条	銀行法の規定による認可又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認に係る予備審査	
第四十条（第一項第二号の二及び第三号を除く。）	銀行法、銀行法施行令又は本条において準用する銀行法施行規則の規定による許可、認可、承認又は指定に関する申請の標準処理期間	

2　前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号並びに第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条の三第一項第五号	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）
第一条の三第三項及び第四項	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官等
第五条	金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）	農林水産大臣及び金融庁長官等
第十三条の三第一項第三号	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号。以下「貯金保険法」という。）第五十五条
第十三条の五第二項第二号	第五十三条	第五十三条又は貯金保険法第五十五条
第十三条の六の三第一項第一号	期末（中間期末を含む。以下この項において同じ。）	期末